

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務では、資格および給付事務を山形県後期高齢者医療広域連合と共同で行っており、市が実施主体となるべき業務についてこの評価書を作成している。

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び山形県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 被保険者資格に関する届け出の受付 ② 各種証書の交付 ③ 各種給付申請書の受付
③システムの名称	1 後期高齢医療システム 2 後期高齢者広域連合システム 3 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 4 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療被保険者資格台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の59の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第2の80、82、83の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市市民課 TEL:0238-82-8007

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1,5、②所属長の役職	市民課長 金子 剛	市民課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	無	項目の追加	事後	
令和2年6月17日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の係数か)	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月17日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の係数か)	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	山形県長井市ままの上5番1号 0238-87-0681	山形県長井市栄町1番1号 0238-82-8007	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の係数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の係数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ.1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	